

2. 試行のまとめ

シーニックバイウェイ制度導入に向けた検討のため、『(1)制度推進の仕組みづくりに関する事項の試行』および『(2)ルート運営活動内容に関する試行』を行った。以下に既述の試行から得られた知見および制度導入にあたって留意すべき事項についてとりまとめる。

2.1 試行から得られた知見

(1) 制度推進の仕組みづくりに関する事項の試行

シーニックバイウェイ制度では、ルート沿線の地域活動団体等がそれぞれの主体性を保持し、かつ広域的な連携を図っていくこと、個別団体の活動や連携体制を経営的にも持続性の高いものとするためコミュニティビジネス創造を志向すること、また、それら連携体制づくりやコミュニティビジネス創造のための活動を持続的に推進することが必要であるという観点から試行し、以下のような知見を得た。

・地域住民主体の運営体制づくりに関する試行

モデルルート指定と参加団体の募集、交流・情報交換の場としてのワークショップの設置、具体的な連携事業検討のための専門分科会の設置、そして、ルート運営活動計画策定主体となる代表者連絡会議の設置へと発展してきた。この過程の中で、活動団体間の新たな交流が生まれ、従来にない地域活動団体間の連携による新たな取組も生まれてきている。さらに、東オホーツク地域のようにモデルルート以外でも地域住民による主体的運営体制が構築されるなど、全道的な広がりを見せている。

一方地域活動団体からは、団体間、団体と行政間の連携促進や合意形成過程におけるコーディネーター機能の重要性が認識され、今後リソースセンター(支援センター)等によるコーディネーター人材の派遣や育成といった支援の必要性が望まれる。

さらに連携推進のために必要な活動資金不足や場所・時間の確保なども活動を持続していく上で重要であるとの認識から、今後、活動団体への適切な情報提供や支援方策についても検討が必要である。

また、地域活動団体によるルート運営を支援する目的で試行された地域資源診断や活動団体診断は、それぞれについて地域資源の再発見や旅行者ニーズの把握などの有効性が認識される一方、より地域活動にとって分かりやすく、有効な診断に対する要望もあり、今後は簡便かつ有効な手法の開発や平易な分析結果の公開、さらに地域活動団体を始めとした一般地域住民とコミュニケーションの充実等についての検討も必要である。

・ブランド形成によるコミュニティビジネスの創造に関する試行

広報活動面では、ホームページや講演会、雑誌等への投稿等、また9月の集中活動

により、地域住民や旅行者におけるシーニックバイウェイ制度の認知度が約 30%にまで高まった。ただし本制度の理念やルート運営活動に対する認知度は依然として低位にとどまっており、より広範な協働体制を構築していくためには、今後シーニックバイウェイ制度浸透期として位置づけ、広報活動の効果的展開が必要である。

新たな地域ビジネス創造の積極的試行では、自然資源や景観資源を活かした連携事業や民間企業と連携した人材育成プログラム等が実施され、今後の事業化に向けた可能性が認識される一方、個々の事業の採算性の改善等の課題が明らかになった。また、試行期間の制限もあったことから、実際に試行された事例は少なく、検証は不十分であった。そのため今後は、地域資源の発見と活用の一層の工夫、ビジネスの対象となる一般旅行者や関係企業ニーズの的確な把握、事業採算性の向上などをめざして新たな新規地域ビジネス創造に向けて努力していく必要がある。

・ 持続的サポートのための仕組みづくりに関する試行

情報のネットワーク化に関する試行では、リソースセンター（支援センター）によるホームページやメーリングリスト運営により、団体相互のコミュニケーションの活性化やシーニックバイウェイ制度認知度向上に寄与するとともに、景観画像データや景観づくりに関する各種データが蓄積されるなど、今後の活動にとって有益な知見を得ることができた。

リソースセンター（支援センター）は、試行期間中、委員会事務局内に設置され、活動団体に対する窓口を一本化し、活動のためのアドバイスや活動団体間の連携促進、各層への情報提供等を担うなど、その機能の有効性が認識される一方、作業負荷の増大を招いたことから、特にルート運営面における活動団体とリソースセンター（支援センター）機能の適正な役割分担の明確化や経営的視点にたった持続可能な運営体制の構築が必要である。

（２）ルート運営活動内容に関する試行

本試行においては、景観資源の保全・改善等に関する活動、自然・文化・歴史・レクリエーション資源等の地域資源の保全・改善等に関する活動を行った。

・ 景観資源の保全・改善等に関する試行

景観資源の保全や改善等に関する活動では、地域活動団体が主体となった活動、地域住民と行政の協働による活動、行政が主体となった活動など、様々な取り組みが試行され、今後の景観資源の保全や改善等の進め方に関する多くの知見を得ることができた。一方、景観資源の保全・改善等の効果が発現するためには長期間を要することから、今後は蓄積された知見を体系化し、景観資源の保全・改善等に関する取組を持続的に行っていくことが必要である。

また景観資源の活用に関する活動では、周遊バスやカフェへの立ち寄りを組み合わせたツアーの実施等、景観資源を活用したビジネスの試行が行われ、潜在資源の活用可能性が確認される一方、今後は経営的持続性の観点から事業採算性の改善について検討が必要である。

・地域資源の保全・改善等に関する試行

本制度が保全・改善等の対象とする地域資源には、自然・文化・歴史・レクレーション資源等があるが、試行では冬の体験型ツアーやエコツアー事業など、主に自然資源の活用を主体とした事業が数例実施された。しかし文化・歴史・レクリエーション資源等、今後は地域に存在する多様な地域資源の発掘・保全・改善等に向けた事業展開等、積極的な取組が期待される。

一方、様々な試行を通して、活動団体からは、食文化の形成や農水産業との連携、学習・教育プログラムの実施などへの強い志向も確認され、地域資源が本来保持している多様性を最大限活用できるよう、多様な活動に挑戦していく姿勢も必要である。

・集中活動月間を設置し、既述の様々な活動を実施した結果、報道掲載増加等の広報面での効果や活動団体間の連携意識の向上といった効果が見られた。

(3) 制度試行全般に対する活動団体の評価

約2年間の試行を終えて、活動団体からは制度に対する期待の高さが伺えた。またルート運営における連携のあり方について、活動団体、活動団体連携組織、国、地方公共団体、リソースセンター(支援センター)それぞれがその特性を活かした役割分担の必要性が示され、特に活動団体と行政が連携しやすい仕組みづくりを求めている。また、制度の持続性を図っていく上で、活動団体の半数程度が改善を求めていることから、今後は活動団体とのコミュニケーションを活発にし、改善点の明確化や対策を進めていく必要がある。

(4) 環境の変化に対応し、地域の創意や挑戦を育むことができる制度運営のために

北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入に関して、2年間にわたり「地域住民主体の運営体制づくり」、「ブランド形成によるコミュニティビジネスの創造」、「持続的サポートのための体制づくり」検証のための試行を進めてきた。

こうした試行の結果、地域住民主体によるルート運営のための体制づくり、地域住民や行政との協働による景観の保全・改善、新たなコミュニティビジネス創造の兆しを確認されるなど、制度づくりに反映すべき課題や、制度の運用において留意すべき事項など、多くの知見を得ることができた。

一方、シーニックバイウェイ制度が目標とする、地域住民が主体となった景観・地域資源の保全・改善のための活動の成果が顕在化するには、長い時間が必要であり、その間、制度が有効に機能していくためには、社会経済環境等の変化にも的確に対応できるような制度であることが求められる。

今後、地域の創意工夫により、食に関する取組や学習・教育、地域文化の創造など様々な地域資源が発掘され、地域の魅力向上に資するものと期待される。シーニックバイウェイ制度がめざす目標を達成していくためには、地域に住み、活動を続けるひとりひとりの創意や新たな分野への挑戦を尊重し、育ていけるような制度運営を望むものである。

2.2 制度導入にあたって前提とすべき事項

これまでの試行の結果を踏まえ、特に、制度導入にあたって前提とすべき事項は以下のようなものがある。

(1) ルート運営のための地域活動団体間連携

地域住民が主体となったルート運営を進めていくためには、ルート内で活動する様々な地域活動団体が多く参加し、相互連携を図りながら進める必要がある。

(2) ルート運営のための行政間連携

魅力あるツーリング環境づくりを進めるためには、ルートの骨格を形成する道路事業が先導的役割を果たすべきであるが、より効果的なルート運営のためにはさらに面的な取り組みが不可欠である。そのため関係行政機関や市町村との行政間連携を進めていく必要がある。

(3) 地域活動団体と市町村等との連携強化

試行期間においては、地域活動団体と国が直接結びついた活動が重視されてきたため、市町村等との役割分担が不明確であり、連携も不十分であった。しかし総合的なルート運営のためには市町村等との連携や協力を積極的に進めていく必要がある。

(4) 連携したルート運営活動を支援する機能

地域活動団体間、地域活動団体と行政間の相互連携を促進するため、検討委員会事務局内にリソースセンター(支援センター)を設置し、情報提供や情報共有・連携のための検討の場づくりなどの支援活動を行ってきた。その結果、連携組織づくりの過程において、地域活動団体や行政から独立した連携支援機能の重要性が確認され、持続的なルート運営を可能とするため、こうした連携支援機能の継続的運営が必要である。

(5) 制度運営のための行政間連携および関係民間団体等との連携

シーニックバイウェイルートの指定や総合的で効果の高い制度運営を図るため、関係行政機関や関係民間団体等が連携した推進体制の構築が必要である。

(6) 認定過程の透明性の確保

シーニックバイウェイのルートは公共性が高く、ルートの指定にあたっては、指定までの過程の透明性を確保する必要がある。そのため有識者や専門家などからなる第三者委員会を設置するとともに、審査方法については、透明性の確保が必要である。

(7) ルート指定は地域活動団体の発意が出発点

試行期間中、モデルルート以外の地域においても新たなルート形成に向けて、様々な地域活動団体が自主的に連携し、組織づくりを進める取組が出てきており、行政が先にルート指定することにより地域の活動を誘導する必要性は薄らいできた。したがって本制度がめざす地域住民が主体となったルート運営という観点から、ルート案の発意は地域活動団体等からの提案を基本とするのが望ましい。

ただし、ルート指定前であっても、連携のための調整やルート運営活動計画策定など、地域活動団体からの支援要望等があれば必要に応じて行政は適宜対応する必要がある。

(8) 景観法の効果的運用

平成 15 年にシーニックバイウェイ制度導入モデル検討のための試行開始後、平成 16 年 6 月に景観法が制定されたことにより景観整備環境は試行開始時と比べ大きく向上した。そのため今後は、景観計画策定主体である景観行政団体（都道府県、政令指定都市等）や市町村を始めとした当該公共施設管理者との連携を積極的に図り、効果的な景観整備を進めていく必要がある。

(9) 中長期的視点にたった制度運営

景観資源や地域資源の保全・改善等の成果が顕在化するには多大な時間が必要である。また、個々のルートが国際的にも競争力のある優位性を獲得していくためには、将来の需要を的確に把握した戦略的な取組が必要である。そのため、制度運営にあたっては、戦略的かつ中長期的視点にたち、制度の柔軟な改善を可能としていくとともに、シーニックバイウェイ制度推進のための中長期的な取組に関する基本方針の策定が求められる。